【表紙】

【提出書類】 臨時報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】平成26年 6 月30日【会社名】株式会社マサル

【英訳名】 MASARU CORPORATION

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 苅谷 純

【本店の所在の場所】 東京都江東区佐賀一丁目9番14号

【電話番号】 03 (3643)5859 (代表)

【事務連絡者氏名】取締役管理本部長大木 信雄【最寄りの連絡場所】東京都江東区佐賀一丁目9番14号

【電話番号】 03(3643)5859(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役管理本部長 大木 信雄

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所

(東京都中央区日本橋2番1号)

1【提出理由】

平成26年6月25日開催の当社第58回定時株主総会において決議事項が決議されましたので、金融商品取引法第24条の5第4項および企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号の2の規定に基づき、本臨時報告書を提出するものであります。

2【報告内容】

(1) 当該株主総会が開催された年月日 平成26年6月25日

(2) 当該決議事項の内容

第1号議案 剰余金処分の件

期末配当に関する事項

当社普通株式1株につき金7円

第2号議案 定款の一部変更の件

当社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとしておりますが、経営および事業運営の効率化、業績管理の厳密化を進めるとともに、より適時・適正な経営情報の開示を図るため、当社の事業年度を毎年10月1日から翌年9月30日までに変更致します。これに伴い、現行定款第10条(株主総会の基準日)、第11条(招集の時期)、第35条(事業年度)、第36条(剰余金の配当)につき所要の変更を行うものであります。また、事業年度の変更に伴い、第59期事業年度は、平成26年4月1日から平成26年9月30日までの6ヶ月間の決算期間となります。そのため、経過措置として附則を設けるものであります。

(3) 当該決議事項に対する賛成、反対および棄権の意思の表示に係る議決権の数、当該決議事項が可決されるための要件ならびに当該決議の結果

決議事項	賛成(個)	反対(個)	棄権(個)	可決要件	決議の結果 (賛成の割合)
					(注)3
第1号議案	3,774	1	0	(注)1	可決(%)
					(注)3
第2号議案	3,774	1	0	(注)2	可決(%)

- (注)1.出席した当該株主の議決権の過半数の賛成であります。
 - 2.議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席および出席した当該株主の 議決権の3分の2以上の賛成であります。
 - 3. 賛成の割合の計算方法は次のとおりであります。

本株主総会に出席した株主の議決権の数(本株主総会前日までの事前行使分および当日出席のすべての株主分)に対する、事前行使分および当日出席の株主のうち、議案の賛否に関して賛成が確認できた議決権の数の割合であります。

(4) 議決権の数に株主総会に出席した株主の議決権の数の一部を加算しなかった理由

本株主総会前日までの事前行使分および当日出席の一部の株主から各議案の賛否に関して確認できた議決権の集計により各決議事項が可決されるための要件を満たし、会社法に則って決議が成立したため、本株主総会当日出席の株主のうち、賛成、反対および棄権の確認ができていない一部の議決権の数は加算しておりません。